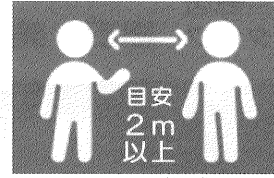


熱中症予防 × コロナ感染予防 屋外・屋内でのマスクの着用について

マスク着用は基本的な感染防止対策として重要ですが、これからの季節はマスクの着用により熱中症のリスクが高まります。今回、厚生労働省から、屋外・屋内でのマスクの着用についての目安が公表されておりますのでご案内します。

point

- ◎屋外では、人との距離(2m以上を目安)が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
- ◎屋内では、人との距離(2m以上を目安)が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする



会話をほとんど行わない



公園での散歩やランニング、サイクリングなど



徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面



○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう
 ○保険給付支給通知書は大切に保管しましょう
 ○医療費控除を受ける時
 必要になります。

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

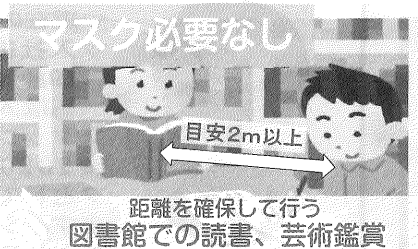
会話をする



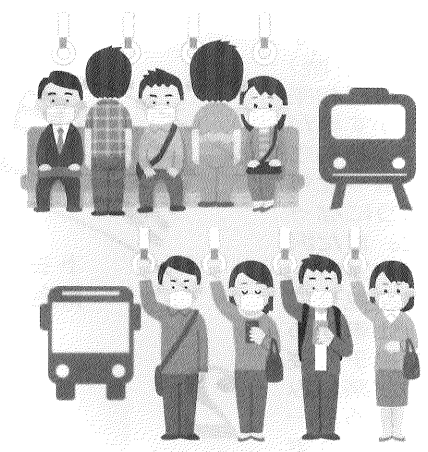
※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可



会話をほとんど行わない



距離を確保して行う
図書館での読書、芸術鑑賞



通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

勝又健康保険組合からのお知らせ

健康保険被扶養者資格確認調査(扶養調査)の実施方法変更について

健康保険組合では、毎年6月に実施している扶養調査を9月以降に行います。

また従来は、18歳以上の被扶養者全員に調査書を送付し必要書類を添付のうえ提出頂いておりましたが、本年度以降は事前に個人番号(マイナンバー)を用いて「収入」「居住状況」等を確認し調査対象者の絞り込みを行い、その結果詳細調査が必要な方に調査書を送付します。(令和3年度は1,802名に扶養調査書を送付しておりましたが、試算の結果対象者は約40名となりました。)

調査時期	令和4年～ 9月頃から	従来 6月
調査対象者	20歳以上の被扶養者のうち 「収入確認」が必要な方 「被保険者と住所が異なる」方 「自営業者等」確定申告を行っている方 「個人番号(マイナンバー)未提出」の方	18歳以上の 被扶養者全員

【関連法律】

▶「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき調査対象者の所得情報等を取得します。

1. 健康保険組合は行政事務を実施する「個人番号利用事務実施者」である。
2. 個人番号利用事務実施者は、保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。